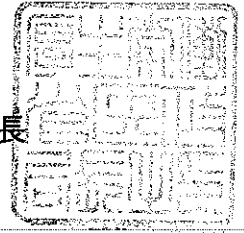




医政発0331第5号  
平成23年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の  
一部改正について

情報通信機器を応用し診療の支援に用いるいわゆる遠隔診療（以下単に「遠隔診療」という。）については、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知）により、その基本的考え方及び留意事項を示しているところである。

今般、平成22年6月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針について」を受けて、厚生労働科学研究において一定の遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められた2種類の疾患（在宅脳血管障害療養患者及び在宅がん患者）を例示に追加するなど、遠隔診療が認められるべき要件を明確化するため、別紙のとおり改正することとした。

貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関等へ周知方願いたい。

- 1 基本的考え方  
（略）
- 2 留意事項  
（1）・（2）（略）  
（3）（1）及び（2）にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせることは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
- ア（略）
- イ 直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療（例えば別表に掲げるもの）を実施する場合  
（4）～（9）（略）

別表

遠隔診療の対象 （略）	内容
在宅脳血管障害療養患者	在宅脳血管障害療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。

1 基本的考え方  
（略）

2 留意事項

（1）・（2）（略）

（3）（1）及び（2）にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせることは、遠隔診療によっても差し支えないこと。

ア（略）

イ アに準ずる場合であって、直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、別表に掲げる遠隔診療など遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められるものについて、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で、行うとき  
（4）～（9）（略）

別表

遠隔診療の対象 （略）	内容
（略）	（略）

在宅がん患者

在宅がん患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。

